

◆指定難病の要件を満たすことが明らかでないとされた疾病であって障害者総合支援法の対象とする疾病(案)

【本資料における検討内容】

指定難病の検討において、現時点で指定難病の要件を満たすことが明らかでない疾病とされたもの

- のうち、
 - ①「発病の機構が明らかでない(※他の施策体系が樹立している疾病を含む)」ことについて要件を満たすことが明らかでない
 - ②「患者数が本邦において一定の人数に達しない」ことについて要件を満たすことが明らかでない
- とされた疾病について、障害福祉サービスの対象疾病の要件を満たすかどうかを検討。

① 「発病の機構が明らかでない」ことについて要件を満たすことが明らかでない疾病 (※他の施策体系が樹立している疾病を含む)とされた疾病

- ◎ 新たに対象となる疾病
- 既に障害者総合支援法の対象となっている疾病

番号	病名	障害者総合支援法の対象疾病の要件			適否 (事務局案)	事務局の考え方
		治療方法	長期の療養	客観的な診断基準		
A-1	Birt-Hogg-Dube(バード・ホッグ・デュベ)症候群(BHD)	未確立	必要	なし	×	
A-2	Cowden症候群	未確立	必要	なし	×	
A-3	EBウイルス関連血球貪食性リンパ組織球症				×	感染症との切り分けが明確でない
A-4	Gorlin症候群				×	検討のためのデータが明らかでない
A-5	Pendred症候群	未確立	必要	なし	×	
A-6	Peutz-Jeghers症候群	未確立	必要	なし	×	
A-7	異形成性腫瘍				×	検討のためのデータが明らかでない
A-8	外耳、中耳奇形に伴う難聴				×	検討のためのデータが明らかでない
A-9	家族性腺腫性ポリポージス				×	検討のためのデータが明らかでない
A-10	家族性大腸腺腫症				×	A-9と同一疾患
A-11	褐色細胞腫・パラングリオーマ				×	検討のためのデータが明らかでない
A-12	過敏症症候群/薬剤性過敏症症候群				○	既に障害者総合支援法の対象疾病(薬剤性過敏症症候群)
A-13	急性壊死性脳症				○	既に障害者総合支援法の対象疾病
A-14	自己免疫介在性脳炎・脳症				×	腫瘍性疾患、感染症との切り分けが明確でない
A-15	四肢形成不全	未確立	必要	あり	◎	
A-16	視床下部過誤腫				×	検討のためのデータが明らかでない
A-17	若年性ポリポージス症候群	未確立	必要なし		×	
A-18	種痘様水疱症	未確立		なし	×	
A-19	小児期発症急性肝不全(昏睡型)				×	検討のためのデータが明らかでない
A-20	成人型ランゲルハンス細胞組織球症(LCH)				○	既に障害者総合支援法の対象疾病(ランゲルハンス細胞組織球症を含む)
A-21	先天性サイトメガロウイルス感染症				×	検討のためのデータが明らかでない
A-22	先天性サイトメガロウイルス感染症による難聴				×	A-21と同一疾患
A-23	先天性トキソプラズマ感染症				×	検討のためのデータが明らかでない
A-24	多発性内分泌腫瘍症1型				×	検討のためのデータが明らかでない
A-25	多発性内分泌腫瘍症2型				×	検討のためのデータが明らかでない
A-26	多発性軟骨性外骨腫症	未確立	必要	あり	◎	

番号	病名	障害者総合支援法の対象疾病の要件			適否 (事務局案)	事務局の考え方
		治療方法	長期の療養	客観的な診断基準		
A-27	デスモイド線維腫症				×	検討のためのデータが明らかでない
A-28	特発性角膜内皮炎				×	検討のためのデータが明らかでない
A-29	内軟骨腫症				×	検討のためのデータが明らかでない
A-30	フォン・ヒッペル・リンドウ病				×	検討のためのデータが明らかでない
A-31	副腎性クッシング症候群				×	検討のためのデータが明らかでない
A-32	蚊刺過敏症	未確立		なし	×	
A-33	疱疹状皮膚炎				×	検討のためのデータが明らかでない
A-34	マツキーン・オルブライト症候群				×	腫瘍性疾患との切り分けが明確でない
A-35	慢性移植片対宿主病				×	検討のためのデータが明らかでない
A-36	慢性活動性EBウイルス感染症				×	腫瘍性疾患、感染症との切り分けが明確でない
A-37	ムンプス難聴				×	感染症との切り分けが明確でない
A-38	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴				○	既に障害者総合支援法の対象疾病
A-39	ランバート・イートン筋無力症				×	腫瘍性疾患との切り分けが明確でない
A-40	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴				○	既に障害者総合支援法の対象疾病

② 「患者数が本邦において一定の人数に達しない」ことについて要件を満たすことが明らかでない疾病とされた疾病

- ◎ 新たに対象となる疾病
- 既に障害者総合支援法の対象となっている疾病

番号	病名	障害者総合支援法の対象疾病の要件			適否 (事務局案)	事務局の考え方
		治療方法	長期の療養	客観的な診断基準		
D-1	萎縮型加齢黄斑変性				○	既に障害者総合支援法の対象疾病(加齢黄斑変性に含む)
D-2	円錐角膜				○	既に障害者総合支援法の対象疾病
D-3	外リンパ瘻				×	検討のためのデータが明らかでない
D-4	強度近視性網膜脈絡膜萎縮				×	検討のためのデータが明らかでない
D-5	原発性アルドステロン症	確立		あり	×	
D-6	特発性正常圧水頭症				○	既に障害者総合支援法の対象疾病(正常圧水頭症に含む)
D-7	突発性難聴				○	既に障害者総合支援法の対象疾病
D-8	ペルーシド角膜辺縁変性				○	既に障害者総合支援法の対象疾病(ペルーシド角膜辺縁変性症)